

(写)

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

### 龍ヶ崎市条例第37号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。